

# 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (中小企業等「グループ補助金」)

平成30年度補正予算額 **314.0億円**

中小企業庁 経営支援課  
03-3501-1763  
中小企業庁 商業課  
03-3501-1929

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨により特に大きな被害を受けた地域（岡山県、広島県、愛媛県）を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）または1/2（うち国が1/3、県が1/6）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。これらにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

### 成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

#### 1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社等を含む）

#### 2. 対象経費

施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む）

#### 3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）

上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。  
※平成30年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

## 事業イメージ

### 1. 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。
- 計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

### 2. 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興等を支援します。

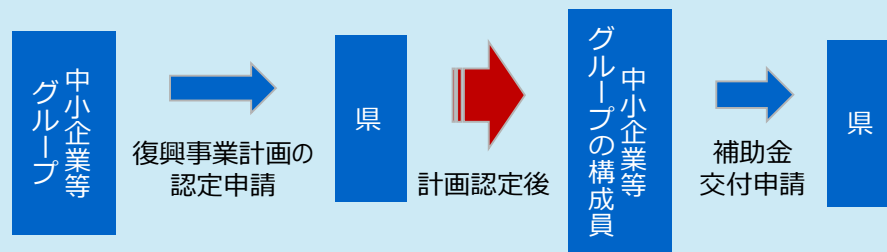
### 復興事業計画等による整備



倒壊した工場・施設等の復旧支援



共同店舗の新設支援



# 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）

平成30年度補正予算額 **40.0億円**

## 事業の内容

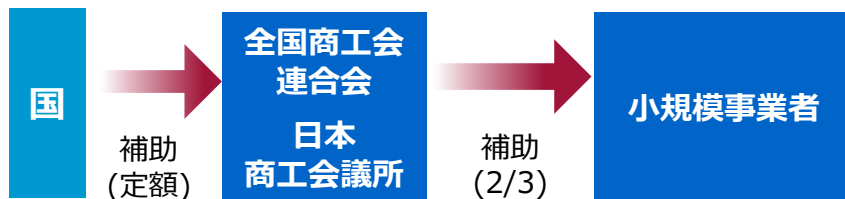
### 事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業所数で全企業のうち約8割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、我が国経済の基盤を支える存在であり、その事業の持続的発展は極めて重要です。
- 平成30年7月豪雨等により、被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けており、持続的発展を図っていくためには、早期に新たな事業計画を作成し、販路の開拓などに取り組み、事業再建を目指す必要があります。
- そのため、今般の災害の被害を受けた小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む事業再建を支援します。また、商店街支援の一環として商店街内の小規模事業者が連携して行う販路開拓に向けた取組についても支援します。

### 成果目標

- 被災した事業者の販路開拓等を支援し、約2,500者の事業再建を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

## 事業イメージ

### 事業概要

- 被災した小規模事業者の事業再建を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む費用を支援します。

対象経費：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限額×申請者数）

### 事業イメージ

#### 【飲食業の取組】

- ・店舗再建の間の売上確保、常連客維持のために、移動販売車によるケータリング事業を実施。



#### 【食品製造業の取組】

- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。



# 平成30年7月豪雨特別貸付

平成30年度補正予算額 **303.0億円** <うち財務省計上 200.0億円>

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30.8.2）」により講じている中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を引き続き実施するため、日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。
- 平成30年7月豪雨により直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、日本政策金融公庫が「平成30年7月豪雨特別貸付」を創設。事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を長期・低利で融資をします。

### 成果目標

- 被災した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 対象事業者

- ①災害救助法が適用された11府県において直接被害を受けた事業者（被害証明書が必要）
- ②直接被害事業者と直接取引があり業況が悪化している事業者
- ③風評被害による影響を受けた事業者

### 支援内容

- ①直接被害事業者  
金利：基準利率（災害）から▲0.9%金利引き下げ  
（▲0.9%の限度額：中小事業1億円、国民事業3千万円）  
※貸出後4年目以降及び限度額を超える分は▲0.5%  
貸付限度額：中小事業 3億円（別枠）  
国民事業 6,000万円（上乗せ）
- ②間接被害事業者  
金利：基準利率（災害）での貸付  
貸付限度額：中小事業 3億円（別枠）  
国民事業 6,000万円（上乗せ）
- ③風評被害事業者  
金利：基準利率での貸付  
貸付限度額：中小事業 7.2億円（別枠）  
国民事業 4,800万円（別枠）

〔平成30年 10月11日現在〕	基準利率（災害）：中小事業1.11%、国民事業1.31% （担保の有無等に関わらず適用利率は一律）
	基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.76% （担保の有無等によって適用利率は変動）

# 信用保証による資金繰り対策（平成30年7月豪雨関連）

平成30年度補正予算額 **596.0億円** <うち財務省計上 497.0億円>

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨により経営の安定に支障が生じている中小企業者・小規模事業者に対して、セーフティネット保証4号及び災害関係保証を通じた資金繰りの円滑化を図り、経営の安定や事業の再建を後押しします。
- このため、信用保証協会の損失の一部を補填するとともに、信用保険を行う日本政策金融公庫の財政基盤を強化することにより、信用保証協会による積極的な保証を促します。

### 成果目標

- 被災した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

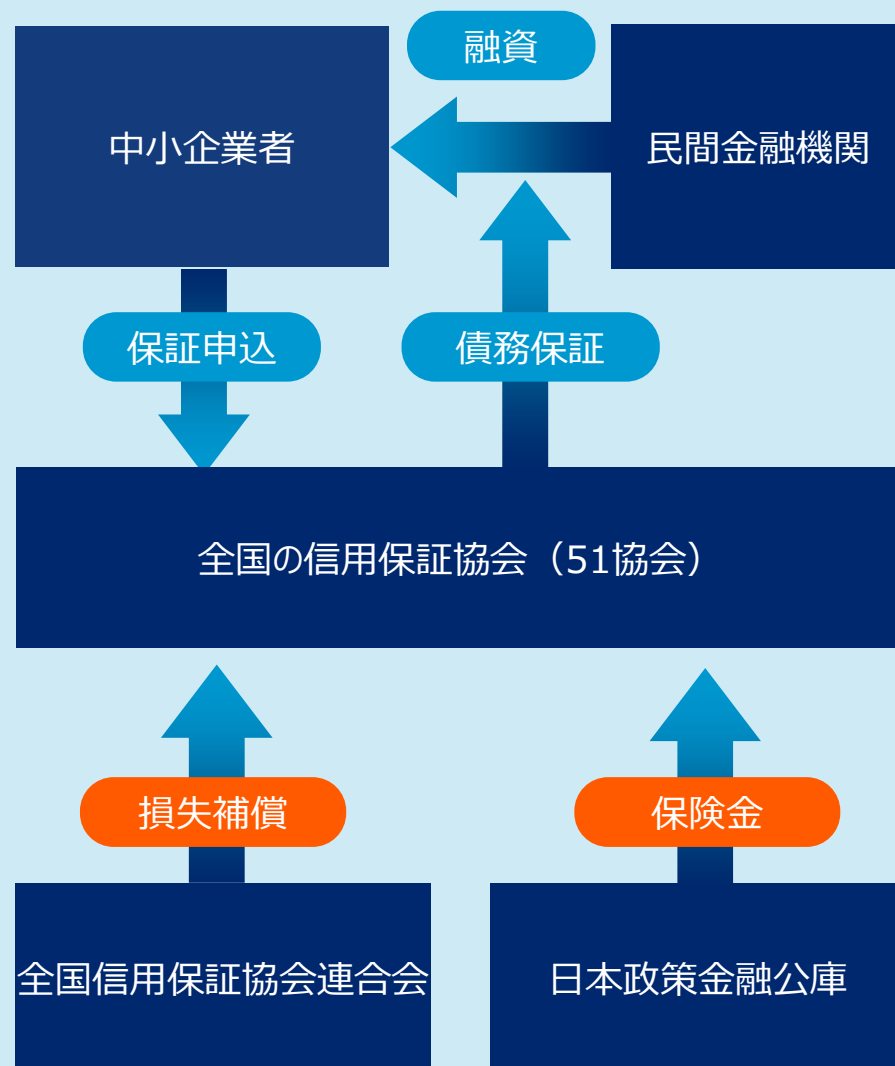
補助（99億円）【経産省計上】 損失補償



出資（497億円）【財務省計上】



## 事業イメージ



# 政府関係金融機関の運営に必要な経費（国民一般向け業務）

## - 西日本豪雨災害マル経 平成30年度補正予算額 5.0億円

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 平成30年7月豪雨により、被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害対応特枠として、以下の措置を実施します。

- ①貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
- ②貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から直接被害▲0.9%、間接被害▲0.5%引下げ

(※)災害により直接又は間接的に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所が決定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象です。

#### 成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

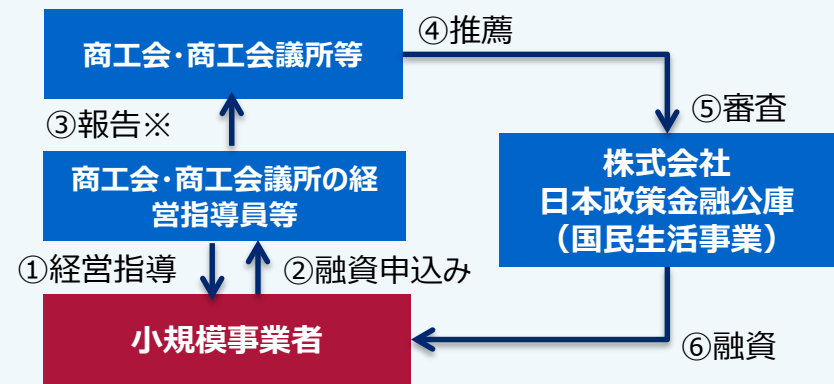
- 貸付対象者は、①11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に所在する直接被害を受けた小規模事業者、②11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に所在する直接被害を受けた事業者（大企業も含む）に相当程度依存している間接被害を受けた小規模事業者です。

※①直接被害の場合は、罹災証明書が必要です。（状況により事後提出可）  
※②間接被害の場合は、商工会・商工会議所等が発行する被害証明書が必要です。



### 事業イメージ

#### 融資制度のスキーム



※マル経融資については、商工会・商工会議所等において審査会を開き審査を行います。

#### 貸付条件

##### <災害対応特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：平成30年8月10日現在  
0.21%（直接被害）・0.61%（間接被害）※当初3年間
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること  
※迅速な復興資金の供給を図る観点から、提出書類の簡素化なども実施しています

##### <本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：平成30年8月10日現在 1.11%  
（貸付期間、据置期間、担保等は災害対応特枠と同じ）

# 工業用水道事業費補助金

平成30年度補正予算額 **10.4億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

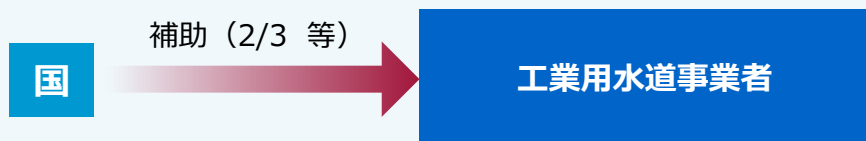
- 工業用水道事業を営む地方公共団体等に対し、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等により被害を受けた工業用水道施設の災害復旧事業に要する費用について、国がその一部を補助することにより、当該工業用水道施設の速やかな復旧を図ることを目的とします。
- 本災害復旧により、受水企業への工業用水の安定供給の確保を図り、企業の継続的な生産活動等を支援します。

### 成果目標

- 被災した工業用水道施設の復旧を早期に実現し、受水企業への工業用水の安定供給の確保を図ります。

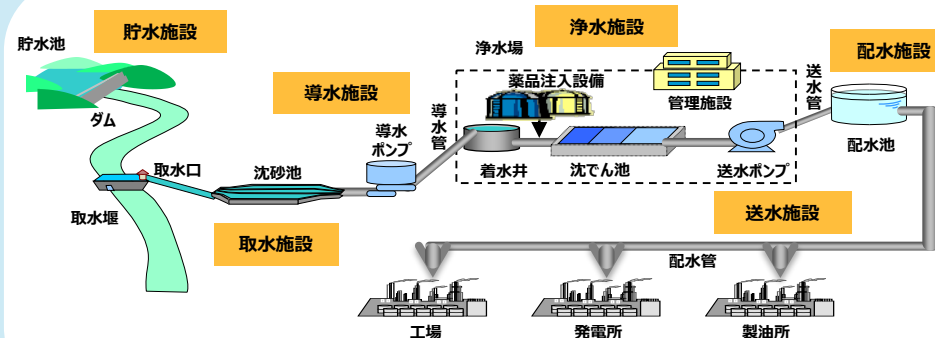
### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 対象施設
  - ・貯水施設 ・取水施設 ・導水施設
  - ・浄水施設 ・送水施設 ・配水施設



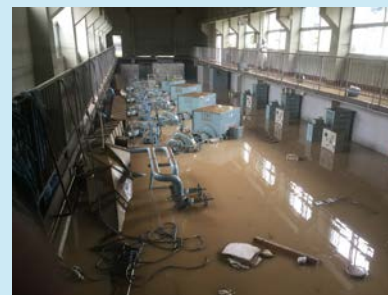
## 事業イメージ

### ● 工業用水道の概要



対象施設の災害復旧に要する費用の一部を補助

### ● 今回の災害による工業用水道の被災状況（平成30年7月豪雨）



（提供）広島県



（提供）広島県呉市

**被災した工業用水道施設の復旧 → 安定供給の確保**